

令和3年度 昭島市多子世帯一時預かり保育等利用者負担軽減補助のご案内

多子世帯のお子さんが、下記施設利用する場合、利用者が負担する利用料金を軽減する制度です。

未就学児が2名以上の場合、この制度の対象になります。

一時預かり保育

幼稚園の預かり（延長）保育

病児保育室

ちょこっと預かり保育

定期利用保育

登録すると
利用料金が



第2子
半額

第3子
利用料免除



対象児童	市内に在住する保護者が扶養する児童のうち、同一世帯の未就学児のみを対象とした最年長者を第1子とした、第2子及び第3子以降のお子さん		
負担軽減補助額	◆第2子のお子さんは、利用料金1/2免除 ◆第3子以降のお子さんは、利用料金免除		
負担軽減補助期間	令和3年4月1日以降（申請日）～令和4年3月31日まで		
負担軽減対象費用	当該事業施設に支払う費用「利用料金」 ※食事、おやつ代及び延長料金等は除く		
対象事業	どこにも在園していない	保育施設等に在園している	幼稚園に在園している
	◆市内保育施設等の一時預かり保育 ◆ちょこっと預かり保育 ◆定期利用保育	◆病児保育室「はぐみ」 ◆病後児保育室「くろーばー」	◆幼稚園等の預かり（延長）保育

*ちょこっと預かりは、子育てひろばほりむこうで3歳までのお子さんを短時間（3時間以内）お預かりして保護者の方にリフレッシュしていただく制度です。

*定期利用保育は、保育施設入所が保留となった満1歳～2歳児を対象に就労で日中保育ができない保護者の代わりに一定期間お子さんをお預かりする制度です。

<例えば、お子さんが4人いる家族の場合>

対象のお子さん

年齢	小学1年 7歳	幼稚園 5歳	保育園 2歳	所属なし 0歳
家庭の兄弟・姉妹順	第1子	第2子	第3子	第4子
多子世帯の順番 （補助率）	/		第2子 （半額）	第3子 （全額）
対象事業	/		病児保育室	一時預かり保育

注意！
この制度では小学生以上のお子さんはカウントしません。

- ☆ 令和2年度申請した方も、令和3年度の申請が必要です。
- ☆ 申請日より補助の対象です。（申請前の利用分は補助対象外）
- ☆ 市役所に来庁することが難しい場合、必ず下記へお問い合わせください。

<申請手続き・問い合わせ>

子ども子育て支援課子ども子育て地域支援担当

昭島市役所1階17番窓口 Tel.042-544-4190（直通）

受付日時：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

※申請時は、本人確認書類を忘れずにお持ちください。

